

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

令和7年10月

埼玉県人事委員会

令和7年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和7年10月16日
埼玉県人事委員会
委員長 池本誠司

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告（意見）及び勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を13,638円（3.51%）下回る結果となりました。そのため、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員には昨年を大幅に上回る引上げ改定を行うこととしました。

また、特別給（ボーナス）についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、年間4.65月分に引き上げることとしました。

月例給と特別給の引上げは4年連続となります。公務を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高い使命感を持って職務に精励する職員の皆様にとって、この改定が士気の一層の向上につながることを期待します。

人事管理に関しては、地域社会における課題が多様化・複雑化し、行政に求められる役割はますます拡大する一方、人材確保が更に厳しくなっていることから、人材確保に向けた採用試験制度と広報の見直しの具体的な方向性について詳述しました。また、人材の育成及び活用、働き方改革と勤務環境の整備等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様にあっては、常に県民からの信頼に応えるべく、より高い倫理観を持って職務に邁進されることを切に望みます。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等に述べた内容について、必要な措置を取られるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

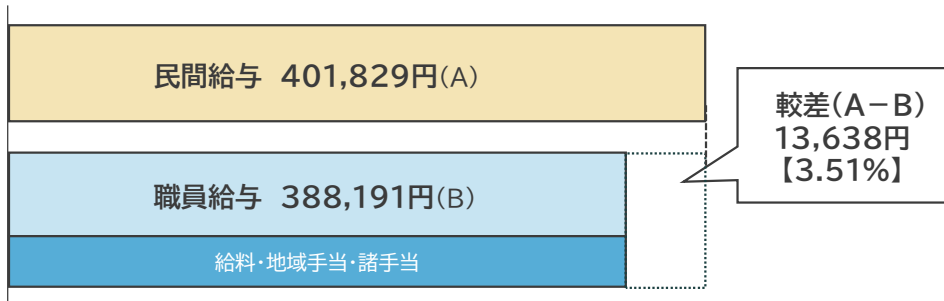
本年の給与勧告の主なポイント

◎月例給を引上げ（平均3.51%引上げ）

◎特別給(ボーナス)を引上げ（4.60月⇒4.65月）

1 月例給

- 本年4月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士を比較(ラスパイレース方式)



- 公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定
(若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定)
(令和7年4月から実施)

職員給与 行政職給料表適用職員8,313人(新規卒者等を除く。)
平均年齢:41.3歳 平均経年数:18.9年

民間給与 県内2,255事業所のうち無作為に抽出した481事業所を対象に調査(調査完了率 81.4%)
行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、国に準じて、比較対象企業規模を100人以上に見直し

2 特別給

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの年間支給割合と職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間の支給月数を比較
- 民間の年間支給割合に見合うように、職員の年間支給月数を引上げ(年間4.60月⇒4.65月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分)
(一般職員の場合の支給月数) +0.05月分を次のように反映

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25 月(支給済み)	1.275 月(現行1.25月)
勤勉手当	1.05 月(支給済み)	1.075 月(現行1.05月)
令和8年度 期末手当以降	1.2625 月	1.2625 月
勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

3 初任給調整手当

- 獣医師に対して初任給調整手当を支給
- 上限額 月額35,000円を最大15年間支給 (令和8年4月から実施)

4 通勤手当

- 自動車等使用者の使用距離の上限を100kmまで引上げ
- 駐車場等の利用に対する手当を新設 上限額 月額5,000円
(令和8年4月から実施)

人事管理に関する報告(意見)

1 人材の確保

(1) 人材確保の重要性と課題

- 地域社会における課題の多様化・複雑化、異常気象の影響など、地方行政に求められる役割の拡大に対応するためには、本県の人材確保が不可欠
- 人材獲得競争が激しさを増す状況において、あらゆる角度から人材確保の裾野を広げるための取組の更なる強化が必要

(2) 人材確保の具体的方向

- 県政に関心を持ち、県の発展のために貢献しようという意欲を持つ誰もがチャレンジしやすい試験制度となるよう、幅広い検討の実施が必要
- 新たな受験者層獲得や離職防止の観点からも、選ばれる職場、働きたいと思われる職場に向けた環境整備が必要
- 仕事の内容やそのやりがいなど公務の魅力をもっとわかりやすく発信するための広報が必要

2 人材の育成及び活用

(1) 人材の育成

- 職員一人一人の能力を最大限発揮させるため、組織的、計画的な人材育成が必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- 納得性のある人事評価の実施と活用は人材の確保・定着の観点からも重要

(3) 女性職員の活躍の推進

- 引き続き、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組が重要

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 業務の見直しと柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

- 業務全体の効率化を図り、労働生産性を向上させるため、日常の業務に無駄がないかを常に意識すること、TXによる業務の見直し・改善を引き続き迅速かつ強力に推進していくことが必要
- DXによる柔軟な働き方は、仕事満足度やパフォーマンスの向上を図るには効果的であり引き続き推進していくことが必要

(2) 仕事と生活の両立支援の推進

- 仕事と生活の両立支援を図るため、柔軟な働き方の検討が重要
- 育児の制度については、選択の幅が広がるような環境整備が必要

(3) 総実勤務時間の縮減

- 時間外勤務の要因を検証し、実効性のある縮減策を実施することが必要
- 教職員の働き方改革の強力な推進と未配置・未補充の解消に向けた一層の努力が必要

(4) 心身の健康管理

- 組織全体で健康意識の醸成を図ることで、職員のWell-beingを向上させることが重要

(5) ハラスメントの防止

- ハラスメント防止には、風通しの良い職場作りを進めていくことが必要
- カスタマーハラスメントは対応した職員個人が抱え込まないよう、組織として対応することが必要

(6) 公務員倫理と適正な事務処理の徹底

- 不祥事根絶のため、様々な機会を捉えて、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図っていくことが重要



人 委 第 4 5 5 号
令 和 7 年 10 月 16 日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁 様

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕 様

埼玉県人事委員会

委員長 池 本 誠 司

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方	1
I 公民給与較差に基づく給与改定	
1 職員の給与の状況	1
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査	2
(1) 最近の経済情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 公民給与の比較方法の見直し	4
4 職員給与と民間給与との比較	4

- (1) 月例給
- (2) 特別給

5	人事院の報告及び勧告における国の改定状況等	5
6	本年の給与改定	6
	(1) 給与改定の基本方針	
	(2) 給与改定の内容	
	ア 給料表	
	イ 初任給調整手当	
	ウ 期末手当・勤勉手当	
	エ 諸手当等	

Ⅱ 給与制度の改正等

1	初任給調整手当	7
2	通勤手当	8
3	特勤勤務手当等	8
4	宿日直手当	9
5	級別資格基準表の廃止	9
6	教育職員の給与	9
	(1) 教育職員の給与	
	ア 教職調整額等	

- イ その他の手当
- (2) 主務教諭

Ⅲ 勧告実施の要請	10
-----------------	----

別紙第2 勧告	11
----------------------	----

別紙第3 人事管理に関する報告（意見）

I はじめに	32
--------------	----

Ⅱ 人材の確保について

1 人材確保の重要性と課題	32
(1) 人材確保の重要性	
(2) 現状	
(3) 今後の課題	
2 人材確保の具体的方向	34
(1) 採用試験制度の見直し	
(2) 広報の見直し	
(3) 離職の防止	

Ⅲ 人材の育成及び活用について

1 人材の育成	36
---------------	----

2	能力・実績に基づく人事管理の徹底	36
3	女性職員の活躍の推進	37

IV 働き方改革と勤務環境の整備等

1	業務の見直しと柔軟な働き方に資するD Xの更なる推進	37
2	仕事と生活の両立支援の推進	38
3	総実勤務時間の縮減	39
	(1) 時間外勤務の縮減と休暇の取得	
	(2) 教職員の働き方改革	
4	心身の健康管理	41
5	ハラスメントの防止	41
6	公務員倫理と適正な事務処理の徹底	42

職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々を経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、職員及び県内の民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、職員の給与について、様々な角度から検討を行った。

その結果、次のとおり報告及び勧告を行うものである。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和 7 年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

本年 4 月の職員の総数は前年比 334 人増の 55,289 人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の 7 種 10 給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒 81.7%、短大卒 5.0%、高校卒 13.3%、中学卒 0.0% となっており、性別人員構成比は男性 58.1%、女性 41.9% となっている。

(参考資料第 1 表)

(2) 平均給与月額

本年 4 月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は 8,313 人で昨年より 25 人の増加、平均年齢は 41.3 歳で昨年よ

り0.3歳の低下、平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は388,191円で昨年より9,080円の増加となっている。

（参考資料第2表）

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は39.0歳、平均給与月額は415,786円となっている。

（参考資料第3表）

2 民間給与等の調査

(1) 最近の経済情勢等

ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課、事業所規模30人以上）によると、本年4月の常用労働者（パートタイム労働者を含む。）の所定内給与は、昨年4月と比べて2.0%増加している。

（参考資料第23表）

イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて3.0%上昇している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ183,210円、221,500円及び259,790円となっている。また、「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、134,780円となっている。

（参考資料第22表・第23表）

ウ 雇用情勢

「埼玉労働市場ニュース」（埼玉労働局）によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率（いずれも就業地別、季節調整値）は、それぞれ1.23倍（昨年1.18倍）、2.15倍（同2.05倍）となっている。

(2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「令和7年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

ア 調査の方法及び内容

本委員会は、職員給与と民間給与とのラスパイレース方式による精密な比較を行うため、人事院及びさいたま市人事委員会等

と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,255（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した481の事業所について調査を行った。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員、医師等の職種の合計76職種、14,473人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

本年の調査完了率は、各民間事業所の協力を得て、81.4%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

（参考資料第11表）

イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第12表及び第13表のとおりとなっている。

ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で26.5%、高校卒で13.2%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で69.4%（昨年69.1%）、高校卒で89.6%（同89.0%）となっており、昨年と比べてそれぞれ0.3ポイント、0.6ポイント増加している。

（参考資料第14表）

エ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については70.4%（昨年63.7%）、管理職（課長級）については63.2%（同55.8%）となっており、昨年と比べてそれぞれ6.7ポイント、7.4ポイント増加している。

一方、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）については92.5%（昨年91.1%）、管理職（課長級）については82.7%（同85.1%）となっている。また、昇給額を昨年と比べて増額した事業所の割合は、それぞれ31.1%（昨年37.3%）、27.2%（同32.9%）となっている。

（参考資料第15表・第16表）

3 公民給与の比較方法の見直し

公民給与の比較においては、本県職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を精緻に比較して、その較差を算出してきた。また、比較対象企業規模、比較における対応関係などについては、民間企業、本県双方の人事・組織形態の変化等に対応するよう、適宜、見直しを行ってきた。

本年の人事院勧告では、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げた。人事院は、これまで官民給与の比較にあたっては、民間企業の状況を広く反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が必要であるとしてきた。その上で、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較することが必要であると判断したものである。なお、比較対象企業規模を「100人以上」に引き上げた場合でも民間事業所全体の無期雇用者の過半をカバーできることから、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させるため、「50人以上」に引き下げた過去を踏まえても適切であるとしている。

本県においても、行政課題の複雑化・多様化や人材獲得競争において厳しい状況に置かれている状況を踏まえ、国に準じて、比較対象企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に見直すこととする。

特別給の比較方法についても、月例給の公民比較との整合性を考慮し、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

4 職員給与と民間給与との比較

前記3の公民給与の比較方法の見直しを行った上で、本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均13,638円（3.51%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A－B	(A－B)／B×100
401,829円	388,191円	13,638円	3.51%

(注) 民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.64月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.60月)が民間の特別給の年間支給割合を下回っていた。

(参考資料第17表)

職員の期末手当・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.64月	4.60月

5 人事院の報告及び勧告における国の改定状況等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

本年の給与改定では、行政課題の複雑化・多様化、厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法について、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に、また、本府省と対応させる企業規模を東京23区本店「500人以上」から「1,000人以上」に引き上げることとした。この見直しによる影響や民間の賃金引き上げの動きを反映し、月例給、特別給をともに引き上げる内容となった。月例給については、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引き上げ改定を行うとともに、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げることとした。特別給については、期末手当・勤勉手当の支給月数を年間で0.05

月分引き上げることとした。あわせて、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から初任給調整手当を引き上げることとした。

また、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等として、①本府省業務調整手当の見直し、②在級期間表の廃止、③転勤する職員に対する給与上の措置を行うこととした。

(参考資料第21表)

6 本年の給与改定

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院勧告等の状況は、以上のとおりである。

これらを総合的に勘案した結果、職員の給与改定について以下のとおり報告する。

(1) 給与改定の基本方針

前記4のとおり、本年4月の時点で、月例給については職員給与が民間給与を13,638円(3.51%)下回るとともに、特別給についても職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ることが判明した。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会としては、民間給与との均衡を図るため、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

月例給については、基本的な給与である給料月額の改定を行うこととした。

特別給については、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げることとした。

なお、月例給の改定については、本年4月時点の比較に基づき、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、会計年度任用職員の報酬等の改定についても、常勤職員の給与改定の内容を踏まえて適切に対応する必要がある。

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間企業における初任給の動向や若年層に重点を置く俸給表の改定とした人事院勧告等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他についても昨年を大幅に上回る引上げ改定を行う。定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)

の基準給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

本県の給料表は、国や他の都道府県との均衡から給料表の構造は国の俸給表に準じた上で、給料月額に調整のための率を乗じ、改定してきている。本年の改定に当たっては、人事院が勧告した俸給表に準じた改定のみを行っても、なお相当程度の較差が残ることとなる。本委員会としては、適正な給与水準を維持するため、人事院が勧告した俸給表に本年の公民較差に基づき算出した率による調整を行うことが必要であると判断した。

そのため、給料月額は、人事院が勧告した俸給表に準じた給料表の額に100分の101.86（医療職給料表（一）にあつては100分の100.47）を乗じて得た額とする。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国の改定状況を踏まえ、支給月額の限度を引き上げる。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、0.05月単位で改定を行ってきていることから、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分については、期末手当・勤勉手当に均等に割り振ることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等及び特定任期付職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げる。

エ 諸手当等

次の手当等の算定の基礎となる給料月額は、給料表の額に100分の100.47を乗じて得た額とする。

(ア) 給料の調整額

(イ) 特地勤務手当等

(ロ) 期末手当・勤勉手当（管理又は監督の地位にある職員に加算する額に限る。）

(ハ) 農林業普及指導手当

Ⅱ 給与制度の改正等

1 初任給調整手当

近年、家畜伝染病の発生が相次ぎ、食の安全に対する消費者の関心が高まるなど、家畜保健衛生や公衆衛生部門等の公務におけ

る獣医師の役割が重要性を増しており、全国的に公務を担う獣医師の確保は困難となっている。他の道府県においては、人材確保のため、本年4月時点で、44道府県において獣医師に対する初任給調整手当又は特殊勤務手当が支給されている。

本県においても、採用試験の受験倍率が低迷し、本年に至っては受験の申込者数が採用予定者数を下回るなど、獣医師の採用が困難な状況となっている。

こうした他の道府県の対応や本県における厳しい獣医師の採用状況を踏まえ、獣医師に対して初任給調整手当を支給することが適当である。支給に当たっては、既に初任給調整手当を支給している近県の状況や当該措置が人材の確保を目的に行うものであること等を踏まえ、採用の日から15年間、月額35,000円を超えない範囲で支給する。

2 通勤手当

本年の人事院勧告では、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間事業所の長距離通勤者に対する支給額が国の手当額を上回っていることから、自動車等使用者に対する通勤手当に新たな距離区分を創設し、現行の距離区分ごとの手当額についても引上げ改定を行うこととした。また、国において職員が通勤の際に自らの負担で外部駐車場を利用している状況がある一方で、民間事業所においては、約7割が従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保していることや、従業員自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している事業所においても、約3割がその利用料に対して通勤手当を支給していることから、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとした。

加えて、人材確保の困難性が高まる中、月の途中から民間人材等が採用される事例が生じてきており、通勤手当の支給方法をより柔軟なものにしていく必要から、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給することとした。

本県においても、本県の自動車等使用者の通勤状況や民間事業所の支給状況を踏まえ、自動車等使用者に対する通勤手当について、国に準じて、自動車等の使用距離の上限を100キロメートルに引き上げるとともに、1箇月当たりの上限を5,000円として駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

また、月途中に採用された職員等の通勤手当については、本県の状況や国の制度を踏まえ、必要性や制度のあり方について、引き続き検討を行っていく。

3 特地勤務手当等

本年の人事院勧告では、働き方に対する価値観が多様化する中、転勤を伴う異動が人事管理や人材確保を困難にしているとし、異動の円滑化を図るためには給与面での支援が必要であるとした。その一環として、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等について他の手当等との調整を廃止し、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大するとともに、その他の見直しを行うこととした。

本県においても、特勤勤務手当等について国に準じて他の手当との調整措置の廃止等の見直しを行う。

なお、学校職員に支給されるへき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）についても今後の国における法令の整備の状況を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

4 宿日直手当

本県における宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、国に準じて手当額の引上げを行う。

5 級別資格基準表の廃止

本年の人事院勧告では、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することとした。

本県においても、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った処遇の確保を引き続き推進していくことが必要である。そこで、国における見直しを踏まえ、級別資格基準表を廃止する。

6 教育職員の給与

(1) 教育職員の給与

ア 教職調整額等

文部科学省の中央教育審議会は、令和6年8月27日に取りまとめた答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、「教師は子供たちの人格の完成と我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑、困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である教師の職務の重要性を踏まえ、教師の処遇改善を図る必要がある」としている。

教職調整額については「現在の4%を少なくとも10%以上とすることが必要」とした上で、これにより「非管理職と管理職の本給相当額の逆転が生じることのないよう、管理職も職責を踏まえた管理職の本給の改善も必要である」とした。

これを受けて、本年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）が改正され、教職調整額の基準を給料月額の4%から毎年1%ずつ引き上げ、令和12年度までに10%とすることとされた。

また、令和6年12月24日の財務大臣と文部科学大臣の合意「教師を取り巻く環境整備に関する合意」では、「将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点

から諸課題の整理を行う」こととした。

本県においても、給特法の改正及び国における検討状況等を踏まえ、教職調整額及び管理職の給料月額の上上げを行う必要がある。

イ その他の手当

答申では、学級担任の職務について、その重要性や負荷を踏まえ、「一律支給されている義務教育等教員特別手当について、職務の負担に応じた支給方法に見直すこととし、学級担任について手当額を加算する必要がある」としている。

この答申を受け、国はこれらの手当について予算上の見直しを行った。本県においても、職務や勤務の状況に応じた給与という観点から、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当について国の方針に沿って適切に対応する必要がある。

(2) 主務教諭

本年6月に学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、主務教諭を設置することができることとなった。同法において、主務教諭は教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものとされている。

主務教諭の役割等については、国における検討状況も注視しつつ、検討を進めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給及び特別給の上上げに加えて、労働市場で競合する民間企業の水準等を踏まえた競争力のある給与の実現や職務・職責に見合った給与体系の実現を図る見直しを行う内容となった。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、その努力や成果に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、県行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の給与について、次のように勧告する。

I 公民給与較差に基づく給与改定

1 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表について

ア 令和7年4月1日以降の給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 令和8年1月1日以降の給料表

Iの1の(1)のアによる改定後の給料表のうち教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の備考を次のとおり改めること。

(ア) 教育職給料表（一）

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は3,800円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級及び4級である職員については、備考1の額をそれぞれ加算した額）に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 教育職給料表（二）

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に11,500円を、同じく4級であ

る職員は4,000円をそれぞれ加算する。

- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級及び4級である職員については、備考1の額をそれぞれ加算した額）に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(2) 諸手当について

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を310,800円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 基礎額

期末手当及び勤勉手当において、管理又は監督の地位にある職員に加算する額の算定の基礎となる給料月額は、別記第1の給料表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

(イ) 令和7年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前三任用短時間勤務職員及び定年前三任用短時間勤務学校職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前三任用短時間勤務職員及び定年前三任用短時間勤務学校職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前三任用短時間勤務職員及び定年前三任用短時間勤務学校職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前三任用短時間勤務職員及び定年前三任用短時間勤務学校職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ロ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前三任用短時間勤務職員及び定年前三任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

れ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員及び教育四級職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務学校職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

ウ 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額、別記第1の給料表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(3) 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額、別記第2の給料表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(3) 農林業普及指導手当について

農林業普及指導手当の算定の基礎となる給料月額、別記第3の給料表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすること。

II 給与制度の改正

1 獣医師に対する初任給調整手当の新設について

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職であって、人事委員会規則で定める者に対して、月額35,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

2 通勤手当について

(1) 交通用具使用者に対する通勤手当は、自動車等の使用距離が片道100キロメートルに相当する額を限度とすること。

(2) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(3) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

3 特勤勤務手当等について

新たに給料表の適用を受ける職員となり、特勤公署又は準特勤公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に

対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

4 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（勤務時間が通常の勤務日の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、33,750円、11,550円）とすること。

Ⅲ 改定の実施時期

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和7年12月1日から、Ⅰの1の(1)のイについては令和8年1月1日から、Ⅰの1の(2)のイの(ウ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡの1及び2については令和8年4月1日から実施すること。

2 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

Ⅱの3の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

別記第 1
行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							
	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	円 268,300	円 307,800	円 358,100	円	円	円	円	円	円	円
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400	円 544,100	円

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

公安職 給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	円 294,100	円 301,900	円 312,900	円 356,100	円 415,200	円 430,800	円 452,300	円	円
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101	円 324,100	円 349,000	円 375,400	円 405,700	円	円	円	円	円
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 255,400	円 267,500	円 272,000	円 304,600	円 321,900	円 336,500	円 360,700	円 397,000	円 429,900

備考

- この表は、警察官に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
	58	282,200	329,100	400,100	458,200	
	59	282,700	329,500	400,800	458,700	
	60	283,300	329,800	401,500	459,200	
	61	283,900	330,200	402,100	459,700	
	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			
	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考
1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会
が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額）とする。

医 療 職 給 料 表
イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ロ 医療職給料表（2）									
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700			
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000			
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300			
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600			
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800			
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100			
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400			
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700			
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900			
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100			
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400			
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700			
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900			
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800				
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500				
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100				
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500				
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000				
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600				
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200				
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600				
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100				
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600				
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100				
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700				
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200				
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800				
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400				
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900				
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400				
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800				
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200				
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500				
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000				
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400				
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800				
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200				
78	265,000	301,000	338,100	359,700					
79	265,300	301,200	338,500	359,900					
80	265,500	301,500	339,000	360,200					
81	265,700	301,800	339,500	360,700					
82	266,000	302,000	339,800	361,000					
83	266,300	302,300	340,000	361,300					
84	266,500	302,600	340,300	361,600					

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
85	266,700	302,800	340,700	362,000					
86		303,000	341,100	362,300					
87		303,200	341,400	362,600					
88		303,400	341,700	362,900					
89		303,800	342,000	363,300					
90		304,000	342,200	363,600					
91		304,200	342,600	363,800					
92		304,400	342,900	364,100					
93		304,800	343,100	364,400					
94		305,000	343,400	364,800					
95		305,200	343,700	365,200					
96		305,500	343,900	365,600					
97		305,800	344,100	366,100					
98		306,000	344,400	366,500					
99		306,200	344,700	366,900					
100		306,500	344,900	367,300					
101		306,800	345,100	367,800					
102		307,000	345,300						
103		307,200	345,700						
104		307,500	345,900						
105		307,800	346,100						
106			346,400						
107			346,800						
108			347,200						
109			347,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

- 備考
- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
 - この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,800	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
	117	308,300	339,900	375,500				
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400		377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	125	円 310,500	円 342,000	円	円	円	円	円
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考

1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

教 育 職 給 料 表
イ 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	503,400
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	504,000
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	504,700
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	505,300
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	505,900
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	506,500
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	507,200
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	507,800
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員		円	円	円	円	円
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000	469,800	
	63	295,500	362,100	425,400	470,300	
	64	296,100	363,500	426,700	470,800	
	65	297,100	365,000	427,900	471,300	
	66	297,900	366,600	429,100	471,900	
	67	298,600	368,200	430,400	472,400	
	68	299,300	369,700	431,800	472,900	
	69	299,900	371,200	433,100	473,400	
	70	300,600	372,800	434,300	474,000	
	71	301,300	374,300	435,300	474,500	
	72	302,000	375,800	436,500	475,000	
	73	302,700	377,300	437,700	475,500	
	74	303,400	378,900	438,800	476,100	
	75	304,100	380,500	440,000	476,600	
	76	304,600	382,000	441,000	477,100	
	77	305,200	383,400	442,100	477,600	
	78	305,800	384,800	443,100	478,200	
	79	306,500	386,200	444,100	478,700	
	80	307,100	387,500	445,100	479,200	
	81	307,600	388,800	446,000	479,700	
	82	308,200	390,200	446,800	480,300	
	83	308,900	391,500	447,600	480,800	
	84	309,600	392,800	448,400	481,300	
	85	310,200	393,900	449,100	481,800	
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ロ 教育職給料表（２）

職員の 区分	職務の級 号 給	１ 級	２ 級	特２級	３ 級	４ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	

職員の 区分	職務の級 号 給	１ 級	２ 級	特２級	３ 級	４ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000	440,100	
	83	306,700	372,800	428,300	440,400	
	84	307,300	374,000	428,500	440,600	
	85	307,700	375,200	428,700	440,800	
	86	308,100	376,400	429,000	441,100	
	87	308,600	377,500	429,300	441,400	
	88	309,100	378,600	429,500	441,600	
	89	309,500	379,600	429,700	441,800	
	90	310,000	380,700	430,000	442,100	
	91	310,400	381,800	430,300	442,400	
	92	310,900	382,900	430,500	442,600	
	93	311,200	384,000	430,700	442,800	
	94	311,700	385,100	431,000	443,100	
	95	312,200	386,100	431,300	443,400	
	96	312,600	387,200	431,500	443,600	
	97	312,900	388,200	431,700	443,800	
	98	313,300	389,200	432,000	444,100	
	99	313,700	390,100	432,300	444,400	
	100	314,100	391,000	432,500	444,600	
	101	314,500	391,800	432,700	444,800	
	102	314,800	392,800	433,000	445,100	
	103	315,100	393,600	433,300	445,400	
	104	315,400	394,500	433,500	445,600	
	105	315,600	395,300	433,700	445,800	
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考

1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員		円	円	円	円	円
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	
	86		303,000	341,100	362,300	
	87		303,200	341,400	362,600	
	88		303,400	341,700	362,900	
	89		303,800	342,000	363,300	
	90		304,000	342,200	363,600	
	91		304,200	342,600	363,800	
	92		304,400	342,900	364,100	
	93		304,800	343,100	364,400	
	94		305,000	343,400	364,800	
	95		305,200	343,700	365,200	
	96		305,500	343,900	365,600	
	97		305,800	344,100	366,100	
	98		306,000	344,400	366,500	
	99		306,200	344,700	366,900	
	100		306,500	344,900	367,300	
	101		306,800	345,100	367,800	
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

事 務 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500

職員 の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
	86	266,200	305,800	355,700			
	87	266,500	306,100	356,100			
	88	266,800	306,400	356,500			
	89	267,100	306,700	356,700			
	90	267,400	307,000	357,100			
	91	267,700	307,300	357,500			
	92	268,000	307,600	357,900			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	93	268,300	307,800	358,100			
	94		308,000	358,400			
	95		308,300	358,800			
	96		308,700	359,100			
	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に 100分の101.86を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に 100分の101.86を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別記第 3

第 4 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に 100分の101.86を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

人事管理に関する報告（意見）

I はじめに

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、我が国の人口減少は一層加速し、2040年頃には高齢化がピークを迎えるとされており（いわゆる2040年問題）、これにより、地域社会が抱えていた課題が更に多様化・複雑化することが懸念される。

また、地球温暖化による異常気象や自然災害の増加は、住民の安全安心と地域社会の安定を脅かす深刻な問題であり、更なる対応の強化が必要である。

こうした状況下、地方行政に求められる役割はますます拡大していくことが見込まれる。

地方行政を担う埼玉県職員は、地域社会のニーズを的確に把握し、デジタルツールの活用や業務プロセス改革などにより、パフォーマンスを最大限に発揮することが重要である。また、官民連携などにより県庁の枠を超えて効率的な課題解決策を模索し、組織全体の生産性を高めていくことが求められる。

他方、生産年齢人口の減少などにより、本県においても人材の確保という深刻な課題に直面している。質の高い人材を確保し、育成していくことは、県政の持続的な発展に不可欠であることから、職員誰もが働きやすく、やりがいがあり、選ばれる職場環境を整備していくことが必要である。

国においては、本年3月に人事行政諮問会議の最終提言があり、「使命感を持って意欲的に働ける公務」、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすく成長を実感できる公務」、「多くの人から「選ばれる」公務」を柱とした提言が出された。

以上を踏まえ、本県における行政サービスの持続的、安定的な提供のため、人材の確保をはじめとする人事管理に関する主な課題と取組の方向性について、以下に報告し、意見を述べる。

II 人材の確保について

1 人材確保の重要性と課題

(1) 人材確保の重要性

超少子高齢社会の進行、生産年齢人口の減少、頻発する自然災害といった地域社会が抱える課題に対応していくためには、県庁全体の組織力向上が不可欠である。優秀な人材を確保し、職員一人一人の能力や意欲を十分に引き出すことは、県庁の活力となり、県民への質の高い行政サービス提供の基盤となる。職員の力を結集し、組織全体のパフォーマンスを向上させることで、効率的かつ効

果的な課題対応が可能となる。

こうした質の高い行政サービスの持続的かつ安定的な提供を実現するには、人材確保が不可欠な要素である。近年、人材確保は全国的に大きな課題となっており、本県においても、必要な人材を確保するため、毎年、様々な工夫や努力を続けているものの、現状では十分な確保ができていない。人材確保の重要性を県庁全体で共有し、採用活動の強化だけでなく、職場環境の整備やキャリア形成の支援など、あらゆる手段を活用して積極的に取り組む必要がある。

(2) 現状

官民での人材獲得競争が激化し、国、地方を問わず、公務員採用試験の受験者は減少傾向にあり、本県も例外ではない。

平成24年度に5,126人だった本県職員採用試験の受験者数は、令和6年度には2,267人（▲55.8%）まで減少した。

職種別に見ると、上級試験一般行政職の受験者数は、平成24年度の2,094人から令和7年度は1,145人（▲45.3%）と大きく減少している。技術系専門職や免許資格職の受験者数も同様に減少傾向にあり、一部職種では、ここ数年、最終合格者数が採用予定者数を下回るなど、より厳しい状況にある。

本県では、これまでも公務員試験を受験しやすくする観点から、技術系専門職及び免許資格職における教養試験廃止や、DX対応人材確保の観点から、上級試験及び経験者試験に一般行政（DX）を新設するなど、試験制度の見直しを進めてきた。

令和7年度には、上級試験一般行政職において、民間企業の採用において多く活用されている基礎能力検査（SPI3）を導入した。また、一部職種における経験者試験の複数回化や、事務系職種の教養試験の出題分野・出題数を縮減し、受験者増加に一定の成果を上げた。一方で、総合土木や設備職など一部の技術系専門職では、最終合格者数が採用予定者数を下回る状況が続いている。

(3) 今後の課題

生産年齢人口の減少が進み、今後も官民を問わず人材獲得競争が激化していくことが予想され、本県においても人材確保は引き続き厳しい状況が続くものと考えられる。従来、主な受験者層であった公務員志望の新卒学生だけでは、必要な最終合格者数や競争性を確保することが難しくなっている。そのため、従来の公務員志望者層に加え、これまで就職先として公務を意識していなかった学生や転職希望者など、より幅広い層の受験者を積極的に獲得する取組を進めることが必要不可欠である。

これは、県庁全体で取り組むことが重要であり、各部局においても、担当する職務が県民や地域社会の課題解決、地域経済の活性化にとって有意義であり、かつ、やりがいのある魅力的な業務であることを効果的に発信する必要がある。

国や各都道府県では、試験制度や試験日程の多様化に取り組む動きが広がっている。

国家公務員試験では、令和7年度に一般職試験に教養区分を新設し大学3年生以上の受験も可能としたほか、令和8年度から、総合職試験の教養区分を春にも実施することとし、受験可能年齢の引下げと併せて、受験機会の大幅な拡大を図っている。

他の都道府県においても、専門人材採用や地域限定採用、試験実施時期や回数を見直すなど多様な試験制度を導入している。

本県でも様々な試験制度の見直しを実施してきているが、引き続き国や他の都道府県の動向を注視し、多様な受験者層に対応した柔軟な試験制度の導入や、個々の職員が意欲や能力を高め存分に力を発揮できる職務環境の整備等を積極的に推進していく必要がある。

また、採用試験最終合格者の辞退率が上昇傾向にある中、入庁前の不安を解消し、仕事のやりがいや魅力を伝える辞退防止策の強化が急務である。任命権者においては、内定者が抱える疑問や不安に迅速に対応できるよう、令和7年度から職員が個別に最終合格者の相談に応じる「入庁前ブラザー・シスター制度」を実施しているが、引き続き、こうした取組を通じて、気軽に相談できる環境を整えることも必要である。さらに、既に任命権者において実施している「最終合格者向け説明会」や「内定者の集い」などの取組を通じて、入庁後のキャリアパスや職務内容、働く環境の魅力を具体的に示し、将来のビジョンを明確に伝えるなど内定者が安心して入庁できる環境を整えることで、辞退率の低下を図り、優秀な人材を確実に確保する取組が必要である。

2 人材確保の具体的方向

(1) 採用試験制度の見直し

これまで公務員志望の新卒学生が主な受験者層であったが、人材確保の厳しさが増す中、新たな層を取り込む必要がある。

本県では、受験者の負担感を軽減し、誰もがチャレンジしやすい職員採用試験の実施を目指し、令和5年度から継続的に試験制度を見直してきた。

令和7年度は上級試験一般行政職において、基礎能力検査（SPI3）を導入したところ、従来枠と合わせると申込者数は約12%増、受験者数は約24%増と、ともに昨年度を上回り、一定の成果を上げた。また、経験者試験を複数回実施することにより、転職希望者などの受験機会を拡大することができた。

引き続き、求職者の動向や採用市場全体の変化を注視しながら、県政への関心を持ち、県の発展に貢献したいという志を持つ受験希望者にとって「負担感なくチャレンジしやすい試験制度」となるよう、試験実施時期の早期化・複数回化、就職氷河期世代を含めた社会人等の受験機会の拡大、アルムナイ採用などを幅広く検討し実施することが必要である。

特に、最終合格者数が採用予定者数を複数年にわたり下回っている職種については、更なる試験制度見直しなど早急に対応策を講じる必要がある。

(2) 広報の見直し

新たな受験者層を獲得するためには、試験制度の見直しと併せて、公務への関心を高める効果的な広報活動が不可欠である。広報に当たっては、公務員志望者に対するアプローチにとどまらず、これまで就職先として公務を意識していなかった学生や転職希望者など、より幅広い層を対象に展開する必要がある。

そのため、適切な時期を見極め、SNSやウェブサイト、就職フェアや大学説明会など多様な媒体を活用しながら、公務の魅力を広く積極的に発信することが求められる。特に、公務員としての社会的意義ややりがい、安定性、具体的なキャリアパスなどを分かりやすく伝えることで、公務への関心を喚起できる。

また、大学生や高校生が業界研究を始める前段階で、公務の魅力伝える取組も重要である。これにより、公務への関心を高め、将来の受験者層を広げることが期待される。

さらに、民間企業の就職活動スケジュールに合わせた広報戦略の強化も、人材獲得競争が激化する中で欠かせない取組である。

令和7年度には、高校生を対象とした探求型インターンシップの実施や業界研究の初期段階で気軽に参加したい層を対象とした新設プログラムの「県庁1Day オープン・カンパニー」を実施することで、これまでアプローチできなかった層に対し、公務をより身近に体験してもらう機会を創出した。このような取組は、公務の魅力を多面的に伝える重要な手段であり、受験者層の拡大が期待できる。

インターンシップについては、各種調査で人材の確保や定着に効果的であることが示されている。公務や本県に関心が高い層が参加しており、県行政への理解を深める重要な機会である。受入枠の拡大を含め、インターンシップを更に積極的に活用することが求められる。これらの施策を通じて、将来の優秀な人材の確保に向けた基盤を一層強化することが期待される。

今後も、公務員の仕事の内容やそのやりがいを更に分かりやすく発信し、多くの方に公務員を目指してもらえるよう取り組んでいく必要がある。特に、人材確保が厳しい職種では、これまでアプローチしてこなかった大学での説明会への参加や経験者試験に合わせた転職フェアへの参加など、幅広い層への効果的な魅力発信が求められる。

(3) 離職の防止

行政として県民へのサービスを継続して安定的に行っていくためには、人材確保が不可欠であり、引き続き採用試験制度の見直しと併せて離職防止に向けた取組も重要である。

特に、近年、20代、30代の若手職員の退職が増加していることを踏まえ、若手職員が働きがいや働きやすさを感じながら、勤務できる職場環境の整備が求められる。

そこで、職員が大きなやりがいを持ち、成長を実感できるよう、職員の希望に応じたスキルアップとキャリア形成のための研修や交流機会の充実を図っていく必要がある。

また、働きやすさについては、職員の価値観が多様化していくことを踏まえ、引き続き職員が働く場所や時間を選択できる柔軟な働き方について検討していくほか、業務に関する悩みを、職員が相談できる体制を更に周知していくことが一層必要となる。

こうした取組を着実に進め、働きがいがあり、長く働きたいと思われるような職場環境を整備していくことが求められている。

Ⅲ 人材の育成及び活用について

1 人材の育成

若手職員が増加するとともに、DX及びTX（タスク・トランスフォーメーション）の推進に伴い、働き方に対する職員の意識が多様化するなど、本県組織内の人的環境は、正に変化のさなかにある。職員が本県の将来を担う「人財」として活躍できるよう、一人一人の能力を最大限発揮させるためには、組織的、計画的な人材育成が必要である。また、人材の確保・定着を図るためには、成長を実感できるキャリア開発の視点も重要である。

任命権者は、職場内における積極的なコミュニケーションを促進することで、役割・ミッションに対する職員の納得感を高めつつ、業務を行うことによって職員が成長を実感できるよう人事評価制度などを活用した適切なフィードバックを行うほか、研修なども通じて、人材の育成に取り組んでいく必要がある。また、一層多様化が進むと見込まれる若手職員のキャリア形成を、引き続き支援していくことが求められる。

自らのスキルを高め、成果を生み出す職員となるためには、職員がそれぞれの役割の中で知識や技術を向上させていく「アップスキリング」に取り組んでいくことが重要である。不確実性が高まる時代において、社会情勢や行政課題も刻々と変化していく中、そうした変化に的確に対応していけるよう、職員が多様な能力や新たなスキルを獲得していく「リスキリング」も求められる。任命権者においては、こうしたアップスキリング・リスキリングを組織として支援していくことが重要である。

また、県が実施する研修などについても、不断の見直し等を行い、人材の更なるスキルアップを図ることが必要である。

2 能力・実績に基づく人事管理の徹底

効率的な県政運営のためには、職員一人一人の意欲と能力の向上を図っていくことが重要である。人事評価制度は、任用や給与をはじめとした人事管理の基礎となるものである。社会全体として人材の流動性が高まってきていることを踏まえると、納得性のある人事評価の実施と評価結果の活用は人材の確保・定着の観点からもより重要となっている。任命権者により人事評価制度の定着度合いに差はあるが、地方公務員法の趣旨に沿って適切に運用する必要がある。

本委員会が実施する主査級昇任試験は、将来の県政の中核を担う人材を選考する重要な試験であるが、近年、受験率は低下傾向にある。その背景には、自身の能力・経験や、昇任後の働き方等に関する職員の不安の声がある。本委員会と任命権者は連携して、それらの不安を低減し、また、昇任後の職務の魅力を伝え、職員の受験意欲の向上に取り組む必要がある。本委員会では、本試験の合格者にアンケートを行い、合格者の勉強方法などを取りまとめて情報を発信した。また、先輩職員の試験に向けた勉強方法や主査級昇任後の働き方などの実態、昇任後のやりがいなどを聴くことができる座談会の配信を複数日程にわたり行った。参加者の78%が「参考になった」とする一方、より多様な職員の話を知りたいとする声も見受けられた。今後も先輩職員の体験談や試験対策に役立つ情報の発信等に引き続き取り組んでいく。職員の昇任への不安を払拭できるよう、目指したいと思える身近で多様な職員像の提示や昇任した職員が働きやすい職場づ

くり等を推進していくなど、より多くの職員が自身のライフプランに合ったキャリア形成を前向きに考え、主査級昇任を目指せるような取組が重要である。また、受験要件となる研修科目の計画的な受講を促していくことも必要である。

3 女性職員の活躍の推進

本年4月現在、県庁の管理職に占める女性職員の割合は過去最高の15.1%となったが、より一層の努力が期待される場所である。今後、さらにその職域を広げ、多様な職場で能力を最大限に発揮できるよう、また、意思決定の場における多様性を確保するためにも、管理職登用を含めた女性職員の活躍を推進する取組を引き続き実施していくことが重要である。

一方で、女性職員の主査級昇任試験受験率は男性職員の受験率を大きく下回り、女性職員の管理職登用を促進するためには受験率の向上を図る必要がある。女性職員が昇任をためらう理由として、自身の能力・経験についての不安や家庭と仕事との両立についての不安が考えられ、こうした不安を解消する取組が必要である。

そのためには、目指したいと思える身近で多様な職員像の提示のほか、性別や年齢、職位にかかわらず、職員の意欲や適性が踏まえられ、誰もが働きやすい職場づくりを進めることが重要である。全ての人が希望に応じて働き、活躍することができる環境作りのため、女性活躍を推進するための様々な取組、男性の育児休業取得の促進や多様な働き方の推進、T Xの推進による業務の効率化などの取組を、引き続き、継続的かつ着実に実施していくことが必要である。

IV 働き方改革と勤務環境の整備等

1 業務の見直しと柔軟な働き方に資するD Xの更なる推進

社会経済情勢が大きく変化する中、多様化・複雑化しますます増大する県民のニーズに対し、県は限られた人材で対応していくことが求められる。生産年齢人口減少に伴って人材確保が困難になっていることも踏まえ、業務の大幅なスリム化の継続的な推進は不可欠となっている。一人一人の職員が最大のパフォーマンスを発揮できるよう、業務の見直しと柔軟な働き方について引き続き推進する必要がある。

業務の見直し・改善は、世の中の変化に対応した行政サービスの質の維持・向上に配慮しつつ、各職員が業務に無駄がないかを常に意識し、日常の業務遂行の中で迅速に実施すべきである。さらに、業務全体の効率化も図り、創意工夫によって労働生産性を継続的に向上させ、職員の働き方改革にもつなげていくことが望まれる。

本県において推進を図ってきたD Xによって、ペーパーレス化やオンライン会議などの取組が定着し、相当程度の業務効率化が図られてきた。これらを更に発展させ、仕事の質を高めつつ業務の効率化を推進していくためには、T Xによる業務プロセスの見直しを更に実効性をもって進めていく必要がある。

T Xは、デジタルを前提に人が担うべき業務と機械に任せるタスクを仕分け、職員の力をより創造的な業務へ振り向ける取組であり、

仕事の質を高めた上で時間を生み出すことが可能になる。

まず、TXにより県民との対話など人が担うべきタスクをより充実させることが重要である。また、生み出した時間を、施策事業の企画立案、地域社会の中の新たなニーズの把握や課題の解決のほか、アップスキリングなどの今後のキャリア形成のための時間に加えて時間外勤務の縮減等にも充てることで、働き方改革に資するものである。

一方、TXを進めるに当たっては、デジタルツールに苦手意識がある職員もいることから、デジタルツールの使用方法だけでなく、業務プロセス改革の進め方に関する研修を用意するなど手厚い支援を継続し、誰もがデジタル技術を活用して効率よく業務を遂行できるような環境を整えることが重要である。

また、職員の意識改革が進まないとDXやTX推進の阻害要因になることから、その必要性や効果を実感できる情報の提供など職員に寄り添った丁寧な取組が求められる。

柔軟な働き方が選択できることは、職員一人一人の家庭環境や事情を踏まえて負荷の少ない働き方に直結するため、仕事満足度やパフォーマンスの向上を図るには効果的である。テレワークは、DXによる柔軟な働き方を推進する重要な取組であり、公務の正常な運営が図られていることを前提として、職員がその希望に応じて活用できるよう引き続き推進していかなければならない。自宅以外でも出張と組み合わせて仕事ができるサテライトオフィスの設置や利用も、業務に応じて最適な場所を選べる働き方に資するものである。

また、DXによる多様な働き方の一つとして、職員の座席を固定しないフリーアドレスも一部の所属で取り入れられている。導入に当たっては、そのメリットが十分生かされるよう柔軟な運用を行う必要がある。

こういった柔軟な働き方は、人材の確保・定着の観点からも必要である。

2 仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立支援を図るためには、柔軟な働き方が選択できることが重要であり、時間や場所にとらわれない働き方は職員のWell-being（ウェルビーイング＝身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）の実現にもつながる。ひいては組織パフォーマンスの向上と優秀な人材の確保・定着に資することから重要である。

育児・介護休業について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、小学校就学の始期まで取得できる部分休業について1年につき10日相当の勤務時間数の範囲内で勤務しないことも選択可能となり、育児に係る制度の選択の幅が広がった。しかしながら、小学校入学後においては、いわゆる「小1の壁」により、子の養育に課題が生じる場合もある。そのため、無給であっても1日の勤務時間を短縮する制度を整備することによって、更なる仕事と育児の両立支援が期待できる。職員が安心して仕事と育児を両立できる職場環境の整備を進めるためには、小学校入学後の一定の期間においても、両立支援制度の導入を検討していく必要がある。

なお、男性職員の育児休業取得率（2週間以上取得）は、知事部局では、令和6年度には74.7%と年々向上している。引き続き、任命権者は、意識啓発や育児休業代替職員の着実な配置等により、職員が希望する育児休業期間の取得ができる環境づくりを進めることが重

要である。

また、介護に関しては、経験豊富な職員が介護離職をすることなく仕事と介護を両立できるよう、引き続き職員に対して仕事と介護の両立支援制度を推進していくとともに、早期の情報提供等を丁寧に行っていくことが必要である。

次に、本年6月、地方公務員の兼業について、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められているとして、総務省から技術的助言の通知がなされた。

現行の地方公務員の営利企業への従事等は、職員の職務専念義務が損なわれないよう原則禁止され、そのおそれがない場合等に限り例外として許可をするものである。

通知の背景として、高齢化、人口減少など社会情勢の変化が進む中で職員による自律的なキャリア形成や自己実現のニーズの高まりを受け、職員自らの能力を存分に発揮できる公務現場を実現する方策の一つとして兼業のあり方が検討された。兼業ができる環境を整備することは、有為な人材が公務を選び、長期にわたり働き続けることを促す職場づくりにも資する。さらに、地域社会との連携を強化し、職員が地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを行政サービスの向上に生かすことで、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保にもつながるものである。

一方、兼業を認める場合は、公務能率や職務の公正の確保、職員の品位を保持する観点のほか、全体の奉仕者として住民の信頼や理解を確保するという視点も必要となる。許可基準の設定・運用に当たってはこれらの点に留意することが求められる。

また、人事院は本年の公務員人事管理に関する報告で令和8年度の施行を目指して、職員の知識・技能を生かした自営兼業及び社会貢献に資する自営兼業が可能になるよう統一的な承認基準を新設する旨報告した。今後、国の動向を注視しつつ、先行する他の自治体の例も参考にして許可基準の策定を検討していくことが必要である。

3 総実勤務時間の縮減

(1) 時間外勤務の縮減と休暇の取得

本委員会が調査した令和6年度の県職員一人当たりの時間外勤務は月平均16.7時間（前年度比0.1時間減）と減少傾向にあるが、臨時又は緊急の場合の上限として規則で定めている時間を超える水準で時間外勤務を行う職員が存在している。職員の心身の健康を保持するため、時間外勤務は真に必要な最小限とすることを徹底しなければならない。時間外勤務を縮減するためには、勤務時間を客観的に把握するとともに、時間外勤務に係る要因を的確に検証し、その結果を踏まえた実効性のある縮減策を実施する必要がある。適切な組織体制の構築や繁忙部署への十分な要員確保のほか、TXの推進などにより時間外勤務の縮減を図っていくことが求められる。

令和6年における県職員の年次休暇の平均使用日数は12.8日（前年度比1.3日減）であった。休暇の取得は、心身の健康を維持し、公務能率の向上をもたらすとともに、Well-beingの実現に資するものであり、引き続き計画的な取得促進と取得しやすい環境づくりを進める必要がある。

また、勤務間インターバル制度の利用については職員の意向に委ねられているが、職員の健康確保のため、更なる推進も検討すべきである。

(2) 教職員の働き方改革

県教育委員会では、「学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の働き方改革を進めている。

県立学校における令和6年度の時間外在校等時間は年360時間以内の教員の割合が65.8%（前年度比1.6ポイント増）、本年3月の月45時間以内の教員の割合が89.4%（前年同月比0.6ポイント増）であった。改善はわずかに進んでいるものの、現状のままでは改定された基本方針で上記割合を令和9年度末までに100%にする目標の達成は困難である。改定された基本方針では、時間外在校時間の削減には、教員一人当たりの業務量の削減及び業務の効率化が必要との課題が示された。

その対策として業務の総量の削減のためには、児童生徒に直接関わらない業務の更なる削減が必要であり、業務の効率化を進めるためには、外部人材やデジタルツールの活用等の各取組の加速が必要と言及されている。また、当該基本方針には、県教育委員会や各学校における具体の取組を評価・検証し、その結果を踏まえて見直し又は改善された取組が列挙されている。

以上で言及されているこれらの取組については、教員の業務負担軽減に資することを主眼とし、現場の状況の改善に向けて任命権者と各学校が連携しながら全ての学校において強力に進めていく必要がある。

本年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が教員の給与を引き上げる趣旨で改正された。教員の担い手の確保のためには併せて教員の働き方改革を強力に推進し、長時間労働や負担軽減の課題の改善に資する取組等を確実に実行していくべきである。県教育委員会では市町村教育委員会と連携し、教員業務支援員や部活動指導員の更なる活用により、教員の働き方改革に取り組んでいる。成果の出ていない市町村に対する好事例の横展開やICTを活用した業務効率化の助言などの取組を進めていくことが重要である。また、大学生向けの彩の国かがやき教師塾では令和7年度から養護教諭や栄養教諭の志望者も対象にするなど取組の拡充を図っている。優秀な教員を確保し教育の質を低下させないためにも、教職の魅力の広報や啓発と併せて引き続き教員の働き方改革に一層取り組むことが求められる。

また、未配置・未補充は解消すべき大変重要な課題である。教職員の育児休業の取得促進や働き方改革の推進には適切な配置、補充が欠かせない。県教育委員会では、令和4年度から教員免許を所持しているものの未経験の方等にペーパーティーチャーセミナーを実施しており参加者も任用する者も年々増加している。また、高校教員体験等、教員人材の確保を図る取組を進めている。引き続き、未配置・未補充の解消に向けて既存の取組を更に進めるなど一層の努力が求められる。

4 心身の健康管理

任命権者は、職員のストレスチェックを実施し、職場環境の改善等に取り組んでいるが、精神疾患により長期療養する職員は年々増加している。

知事部局においては、精神疾患による長期療養者のうち 20 歳代以下の若手職員の発生率が最も多く、かつ、増加傾向にあるが、令和 6 年度は 40 歳代の中堅職員の増加率が最も高かった。また、30 歳代の生活習慣病ハイリスク者は年々増加し、年代が上がるにつれてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合も増加している。

令和 6 年度のストレスチェックを活用した集団分析では、年代・職位が上がるにつれて、精神的 Well-being と関係がある項目が低下傾向にあることが分かっており、その原因を分析して対策を考えていく必要がある。

一方で、定年延長に伴い高齢層の職員の一層の活躍が期待されており、持続可能な行政運営を目指すには、職員の Well-being を向上させ、職員の能力発揮及び組織全体の活性化を図っていくことが求められる。そのためには、組織全体で健康意識の醸成を図ることが必要である。

また、猛暑日の増加や最高気温の更新など、気温上昇傾向が顕著になっており、職員の健康を阻害する状況が長期間にわたり発生している。このような状況を踏まえ、労働安全衛生確保の観点で執務環境作りに留意するとともに、熱中症リスクが高い環境での業務、作業等については、職場における熱中症対策を強化し、職員の健康確保に努めることが必要である。

5 ハラスメントの防止

令和 6 年度に、本委員会が受け付けた職員からの苦情相談は、パワーハラスメントなどの人間関係に関する相談が約 6 割に達し、過去 5 年間でも常に最も割合が高い相談内容である。ハラスメントは、業務上の必要な指導や確認の範囲内であれば該当しないが、長時間であつたり強要であつたりとその態様によってハラスメントに該当する可能性も出てくる。どのような行為がハラスメントに該当する可能性があるのかなどの情報共有や職場研修等の取組を通じて継続して職員の認識を深めていくことが重要である。組織全体の課題として職員個人の尊厳や人格を尊重しつつ風通しの良い職場作りを進めていく必要がある。

また、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）については、本年 6 月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等が改正され、その防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられた。特にカスタマーハラスメントは、どのような場合に該当するかといった判断が難しいことから、当該判断の基準が職員にとっても必要となる。今後、事業主が講ずべき具体的な措置の内容等が国の指針において示された際は、適切に対応する必要がある。カスタマーハラスメントに対しては、対応した職員個人が抱え込んで過度な精神的負担を負うことがないよう、組織として対応することを徹底し、職員を守る必要がある。

6 公務員倫理と適正な事務処理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者であることを常に自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動すべきである。公務の内外を問わず規範意識を持ち、法令遵守と適正な事務処理に努めることは、県民からの信頼に応えるために不可欠である。

職員による不祥事は、依然として発生しており、各任命権者の組織によって発生件数の傾向は異なるが、全体としては増加傾向にある。特に、職務上の地位を利用するなど、職務に密接に関連する不祥事については、公務全体の評価を著しく低下させ、県民からの信頼を損なうものであり、断固として根絶すべきである。

各任命権者においては、職員一人一人が公務員倫理の重要性を深く認識し、自分事として捉えることができるよう、継続的な研修を実施するとともに、日頃から相談しやすい、風通しの良い職場環境を構築するための実効性のある取組を組織全体で推進していく必要がある。職員の不祥事根絶のため、様々な機会を捉えて公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図っていくことが重要である。

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

参 考 資 料

令和 7 年 10 月

埼 玉 県 人 事 委 員 会

目 次

第 1 職員の給与

令和 7 年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	3
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	4
第 3 表 給料表別平均給与月額等	5
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	6
その 2 公安職給料表	7
その 3 研究職給料表	9
その 4 医療職給料表(1)	9
その 5 医療職給料表(2)	10
その 6 医療職給料表(3)	11
その 7 教育職給料表(1)	12
その 8 教育職給料表(2)	13
その 9 学校栄養職給料表	14
その 10 事務職給料表	15
第 5 表 扶養手当の支給状況	17
第 6 表 住居手当の支給状況	17
第 7 表 管理職手当の支給状況	18
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	18

第9表	暫定再任用職員の給料表別・級別人員	
その1	フルタイム勤務職員	19
その2	短時間勤務職員	20
第10表	定年前再任用短時間勤務職員の給料表別・級別人員	21

第2 民間の給与等

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	22
第11表 産業別・企業規模別調査事業所数	24
第12表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	25
第13表 職種別にみた給与額等	
その1 職員給与と民間給与との比較職種 企業規模100人以上	26
その2 職員給与と民間給与との比較職種 【参考】企業規模50人以上100人未満	29
その3 その他の職種 企業規模50人以上	32
第14表 初任給の改定状況	36
第15表 給与改定の状況	37
第16表 定期昇給の実施状況	38
第17表 特別給の支給状況	39
第18表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	40
第19表 通勤手当の支給状況	
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	41
その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況	41
第20表 自動車等使用者に対する通勤手当の状況	42

第3 人事院勧告

第21表	人事院による報告及び勧告の概要	43
------	-----------------	----

第 4 標準生計費

標準生計費の算定方法（令和 7 年 4 月）	46
第22表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 7 年 4 月）	48

第 5 労働経済指標

第23表 労働経済指標	49
-------------------	----

第 1 職員の給与

令和 7 年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和 7 年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、令和 7 年 4 月 1 日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

2 調査の対象

令和 7 年 4 月 1 日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号）、学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 33 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年埼玉県条例第 5 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年埼玉県条例第 68 号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

3 調査の内容

令和 7 年 4 月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

(参考) 各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給 料 表	人 員	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行 政 職 給 料 表	8,573	81.3	6.3	12.4	0.0	61.1	38.9
公 安 職 給 料 表	11,745	44.3	6.0	49.7	—	87.1	12.9
研 究 職 給 料 表	302	96.3	2.0	1.7	—	74.8	25.2
医 療 職 給 料 表 (1)	52	100.0	—	—	—	69.2	30.8
医 療 職 給 料 表 (2)	341	90.9	8.8	0.3	—	34.3	65.7
医 療 職 給 料 表 (3)	244	57.0	42.6	0.4	—	11.9	88.1
教 育 職 給 料 表 (1)	10,012	96.3	2.3	1.4	—	55.0	45.0
教 育 職 給 料 表 (2)	23,009	95.5	4.5	—	—	45.0	55.0
学 校 栄 養 職 給 料 表	44	36.4	63.6	—	—	2.3	97.7
事 務 職 給 料 表	967	55.8	13.1	31.1	—	44.6	55.4
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	—						
全 給 料 表	55,289	81.7	5.0	13.3	0.0	58.1	41.9

- (注) 1 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（以下第 8 表までにおいて同じ。）。
- 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第 13 項により給料月額が決定される職員及び学校職員の給与に関する条例附則第 8 項により給料月額が決定される学校職員は含まれていない（以下第 8 表までにおいて同じ。）。

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区 分 給与種目	令和7年4月	令和6年4月
給 料	335,707 円	328,083 円
扶 養 手 当	6,810	6,724
地 域 手 当	30,127	28,822
住 居 手 当	6,785	6,619
管 理 職 手 当	8,762	8,859
そ の 他 の 手 当	0	4
平 均 給 与 月 額	388,191	379,111

職 員 数	8,313 人	8,288 人
平 均 年 齢	41.3 歳	41.6 歳
平 均 経 験 年 数	18.9 年	19.1 年

- (注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規卒者等を除いて集計した。
2 給料には、給料の調整額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,573	40.8	18.3	332,451	6,605	29,803	6,650	8,496	0	384,005
公安職	11,745	38.5	17.6	354,789	12,245	31,569	4,896	1,786	117	405,402
研究職	302	42.4	19.1	374,694	9,851	33,838	6,997	10,045	0	435,425
医療職(1)	52	44.8	19.8	468,386	5,500	81,473	8,225	35,319	248,475	847,378
医療職(2)	341	39.6	15.9	337,801	5,481	29,789	7,172	4,373	0	384,616
医療職(3)	244	40.8	17.5	343,999	4,545	29,983	5,850	1,905	0	386,282
教育職(1)	10,012	39.9	17.3	380,740	7,162	33,374	7,594	2,265	7,268	438,403
教育職(2)	23,009	38.2	15.6	368,409	6,664	32,497	6,732	5,418	5,132	424,852
学校栄養職	44	45.4	24.1	369,055	2,864	31,655	3,716	0	0	407,290
事務職	967	38.4	16.7	322,108	6,031	27,982	7,126	0	0	363,247
特定任期付職員	0									
全給料表	55,289	39.0	16.8	361,195	7,916	31,987	6,492	4,485	3,711	415,786

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1		2	
3								1		
4								12	1	5
5								45	5	5
6			1					10	4	5
7							1	7		
8				1						
9	12		1	1			1			
10				1						
11		209	1	2						
12		10		8						
13	15	31	8	11			7			
14	1	8	9	14			6			
15	1	225	167	14			29			
16		12	13	8			18			
17	24	33	36	16			6			
18		11	23	14			40			
19	4	174	97	22			10			
20		17	81	20			8			
21	17	43	57	16			38			
22		9	32	14			10			
23	3	44	77	10			5			
24		17	71	10			27			
25	16	156	96	18	2		5			
26	1	14	44	13			5			
27	12	61	52	16	5		18			
28	1	25	44	21	3		8			
29	235	160	65	25	6		8			
30	3	19	35	15	3		15			
31	21	34	68	18	3		3			
32	11	22	52	19	4		3			
33	219	20	59	25	3		9			
34	13	9	53	22	1	2	2			
35	20	8	50	24	7	1	1			
36	16	3	42	15	1	1	6			
37	228	6	48	19	3	3	3			
38	11	9	34	11	9	18	4			
39	23	12	35	22	6	65	2			
40	15	4	26	13	4	48	2			
41	8	3	38	21	9	52	3			
42	1	2	23	13	4	23	3			
43	7	5	39	15	4	40	2			
44	5	2	22	15	8	25	1			
45	5	3	27	16	7	20	40			
46	3	4	16	13	15	16				
47	3	5	20	11	8	52				
48	3	3	16	16	10	27				
49	6	1	29	15	9	24				
50	1	2	20	16	11	17				
51	1	1	22	21	10	27				
52	1	4	17	11	5	25				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
53	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
54	5	1	16	13	18	15				
55	1	3	15	8	10	20				
56	2		14	19	7	23				
57			10	10	18	18				
58	1	1	15	12	7	17				
59	3		5	8	12	13				
60	2	1	14	12	6	21				
61	1		7	11	12	11				
62		2	5	13	18	8				
63	1		11	11	10	7				
64	2	1	8	16	13	9				
65			10	11	10	7				
66	1		9	4	11	3				
67	2	4	5	10	10	4				
68	1	2	9	19	60	1				
69	3	1	7	4	30	4				
70	2		12	8	16	3				
71	1		7	14	14	3				
72		1	10	12	35	2				
73			5	9	24	1				
74			8	10	15	56				
75			8	9	19					
76			4	13	21					
77	3	1	8	15	20					
78	3		10	13	13					
79	2	1	4	13	10					
80	1		7	22	11					
81	1		8	19	8					
82			7	35	6					
83	1		6	21	6					
84			9	35	8					
85	1		8	34	9					
86	1		9	872	48					
87	3		7							
88			13							
89	1		5							
90			6							
91	2		4							
92	1		7							
93	12		8							
94			7							
95			12							
96			11							
97			9							
98			3							
99			7							
100			8							
101			6							
102			1							
103			5							
104			3							
105			3							
106		1	3							
107			3							
108										

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110			11							
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
給料月額	233, 287	260, 362	310, 128	376, 279	395, 739	415, 389	446, 343	484, 042	534, 925	580, 728
人員総計	人	平均	円							
	8, 573	給料月額	331, 703							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員 0 の号給は空欄とした（以下第 4 表の各表において同じ。）。

その 2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4								1	
5				2					26
6									22
7				1					8
8									
9									
10									
11									
12								1	
13	103		3	1					
14	1								
15	67	11			1				
16	16	37							
17	95	156			1				
18	6	3							
19	28	35	30	1	2				
20	16	17	2		1			1	
21	103	231	21	1	9	1			
22	6	13	2		1	1			
23	15	41	177	4	8	1			
24	9	28	4		1				
25	9	220	57	59	16		1		
26	5	19	6	7	5				
27	10	45	126	44	11		1		
28	2	33	10	19	6			4	
29	10	148	95	61	12	2	1	6	
30	5	18	16	6	11		1	7	
31	7	36	155	62	18	2	2	10	
32	2	15	16	8	9			3	
33	2	31	98	84	31	3	1	9	
34	4	6	27	17	8	1	3	5	
35	6	20	149	51	15	6	3	6	
36	1	12	19	17	6	1	3	9	
37	5	8	112	63	29	5	3	12	
38	2	8	22	19	4	5		6	
39	4	8	115	66	36	4	4	8	
40		3	20	30	14	1		2	
41	1	9	92	97	37	7	7	6	
42	4	7	34	27	21	5	6	3	
43		3	121	73	37	4	23	3	
44	2	5	26	29	21	4	12	7	
45		4	61	95	43	7	27	44	
46	2	5	18	36	22	1	17		
47		5	95	78	45	7	26		
48		4	17	29	24	6	13		
49	1	3	48	82	37	7	23		
50	1	3	13	27	22	1	15		
51	2	2	63	87	57	6	17		
52	1	1	22	24	30	5	9		
53		5	53	116	36	7	18		
54		1	15	65	30		8		
55	1	1	42	92	53	8	15		
56		1	19	27	23	7	19		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57	人 1	人 9	人 35	人 117	人 51	人 10	人 13	人	人
58		1	15	55	38	4	9		
59		1	50	120	53	6	12		
60		2	16	40	32	4	11		
61		1	25	104	68	2	9		
62		2	9	46	26		7		
63			32	95	36	6	5		
64			7	44	39	3	1		
65			21	95	81	9	8		
66			11	35	26	5	7		
67			21	94	34	7	14		
68			10	35	27	6	11		
69			21	95	46	6	5		
70			7	36	38	16	5		
71			27	75	37	8	5		
72			5	49	32	8	2		
73		1	2	75	39	5	60		
74			2	41	24	10			
75			1	72	34	128			
76			1	29	23	13			
77			2	58	36	11			
78			1	37	30	4			
79			4	62	36	15			
80				41	21	9			
81			1	66	27	4			
82			1	35	23	7			
83			1	61	21	9			
84				44	13	2			
85			2	54	227	16			
86			2	41					
87				48					
88				33					
89				50					
90			1	27					
91			1	36					
92				19					
93			1	33					
94				29					
95				35					
96			1	16					
97				22					
98				22					
99				26					
100				25					
101				27					
102				13					
103				21					
104				11					
105				15					
106				18					
107				18					
108				17					
109				29					
110				11					
111				23					
112				9					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
113	人	人	人 1	人 12	人	人	人	人	人
114				10					
115				30					
116				17					
117				16					
118				8					
119				40					
120				11					
121				185					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 555	人 1, 278	人 2, 358	人 4, 420	人 2, 011	人 452	人 462	人 153	人 56
平均 給料月額	円 252, 982	円 275, 304	円 301, 441	円 369, 221	円 413, 461	円 430, 443	円 447, 749	円 464, 812	円 494, 584
人員総計	人 11, 745	平均 給料月額	円 354, 764						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人				
2					
3					
4					
5		4			
6					
7			3		1
8					1
9		2	13		
10			1		
11					
12			1		
13		9	3		
14					
15		1	4		
16					
17		9	7		
18			3		
19					
20			2		
21		5	5		
22			1		
23			3		
24			2		
25		5	1		
26			1		
27		1	1		
28		1	1		
29		5	1		
30		1			
31		1	1	8	
32			2	4	
33		3		1	
34					
35		2	2	10	
36			1		
37		10	2	2	
38		1			
39		1	3	8	
40		1	4	2	
41		2	1	1	
42			1	2	
43			1	11	
44			1	1	
45			4	2	
46				1	
47			2	1	
48				1	
49			1	5	
50			1		
51			2		
52			2		
53			2		
54			3		
55			2		
56			1		
57		1	2		
58			1		
59				1	
60		1	3		
61				1	
62			2		
63			2		
64					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
65			1		
66					
67			3		
68					
69					
70					
71			2		
72			3		
73			4		
74			2		
75			4		
76			2		
77					
78					
79					
80			1		
81				45	
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計	人 0	人 66	人 172	人 62	人 2
平均 給料月額	円 0	円 288,274	円 384,127	円 435,994	円 515,010
人員総計	人 302	平均 給料月額	円 374,694		

その4 医療職給料表(1)（病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人			
2				
3				
4				
5				4
6				1
7				
8				
9	3			1
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17	1	1		
18				
19				
20		1		
21	2			
22				
23				
24		1		
25	3	1		
26				
27		1		
28		1		
29	1			
30				
31		1		
32				
33		1	1	
34		1		
35				
36	1	1		
37		1		
38				
39				
40				
41				
42				
43	1			
44				
45		1		
46				
47			1	
48				
49		1		
50				
51				
52				
53		1		
54				
55		1		
56				

級 号給	1級	2級	3級	4級
57			1	
58				
59			1	
60			1	
61			1	
62				
63				
64		1	1	
65		1		
66				
67				
68			1	
69				
70				
71		1		
72				
73			2	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84		1		
85		2		
人員計	人 15	人 21	人 10	人 6
平均 給料月額	円 348,720	円 464,105	円 536,560	円 573,450
人員総計	人 52	平均 給料月額	円 457,371	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1					1
3			3					
4								
5		5	1					
6								
7			11					
8			1					
9		8	1					
10			2		1			
11			2					
12			1				2	
13		7	1	6				
14			2		1		1	
15			11	3	2		1	
16							1	
17		5	2	7				
18				3	1			
19		1	4	2				
20				1	1			
21	3		1	5	1		1	
22								
23				6	1			
24		1						
25		1	1	1	2			
26			1	3				
27			2	5	1			
28		1	1	1	1			
29		1	1	6		1		
30		1		5	2			
31			1	1		2		
32				2		2		
33			1	5				
34								
35				6	4			
36		1		1	1	2		
37				5				
38				5	2			
39				4		1		
40				2	3	2		
41				3				
42				2	1			
43			1	1	1	1		
44				3		2		
45		1		4	1			
46		1		2	1	1		
47				2				
48				4	2	3		
49				2	1	1		
50				1				
51				2				
52				2	2			
53				2	1	13		
54					1			
55				2	1			
56				2	2			
57				1	2			
58				1	1			
59				1	1			
60				1				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62		2	1		1			
63			1	2				
64					1			
65					2			
66				1	2			
67					1			
68					1			
69								
70				1				
71								
72				1				
73					1			
74								
75					1			
76					2			
77					26			
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人
平均	3	36	55	128	81	31	6	1
給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円
人員総計	人	平均	円					
	341	給料月額	331,730					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2			7				
3			1				
4							
5			9				
6							
7			8				
8			1				
9			3				
10			2				
11			5				
12							
13		1	5				
14				1			
15		7					
16			1				
17			5				
18			2				
19		7					
20							
21		2	1				
22			1				
23		2	1				
24							
25							
26		1	4	1	1		
27					1		
28					1		
29		1	1	1	1		
30						1	
31			5	1	1		
32			1		1	7	
33			1	3		3	
34		1	1				
35			3	2		1	
36			1			1	
37			1	1	1	1	
38			1				
39		1	2	1			
40			2	2			
41			1	2		1	
42			1				
43				4		1	
44				1	1		
45			1	3			
46				2			
47							
48				1			
49				1	2		
50			1	1			
51		1					
52		1		1			
53							
54							
55				2			
56			1				
57			1	3			
58			1		2		
59			1				
60			1	1			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61	人	人	人	人	人	人	人
62			1		1		
63				1	1		
64				1	1		
65							
66					1		
67			1	1			
68							
69				1			
70				1	1		
71							
72							
73			2	1			
74			1	2	1		
75			1				
76					1		
77					1		
78					1		
79					1		
80							
81				1	1		
82			1	1	1		
83			2	3	2		
84					1		
85					26		
86			1				
87							
88							
89							
90							
91			2				
92			1	1			
93							
94							
95							
96							
97				1			
98				1			
99				1			
100							
101				1			
102				1			
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 25	人 97	人 54	人 52	人 16	人 0
平均 給料月額	円 0	円 269,356	円 304,083	円 347,576	円 395,142	円 424,634	円 0
人員総計	人 244	平均 給料月額	円 337,461				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		116			
6					
7		5			
8		3			
9		177			
10		3			
11		13			
12		5			
13		202			
14		2		1	
15		13			
16		14			2
17	1	99		3	5
18		6		11	
19		139		1	16
20		17		1	13
21		88			8
22		12		1	6
23	2	126		4	8
24		19		3	9
25	2	82		1	8
26	1	20		2	7
27	1	136	1	2	6
28		25		2	4
29		70	1	4	1
30		32			1
31		213	3	3	3
32	2	15	1	2	2
33	2	71	1	2	1
34		30		1	1
35		227		3	
36	1	23	2	3	1
37		55	2	1	2
38	1	38	1	4	1
39	1	240	2	4	
40		25	4	3	
41	2	63		1	
42		44	2	3	
43		256	2	5	
44		24	1	4	
45	2	34	2	7	
46		27	4	2	
47	3	81	5	6	
48		32	1	5	
49		56	1	8	
50	1	49	1	10	
51		177	3	7	
52		33	1	4	
53	1	65	1	5	
54	2	57	3	8	
55	2	218	1	5	
56	2	49		5	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
57	1	62	5	7	
58	4	73	2	9	
59	3	215	3	4	
60	1	45	2	7	
61		74	2	8	
62	3	74	2	2	
63		179	1	7	
64	1	81		6	
65	3	79	2	3	
66	2	80	1	3	
67	2	157	2	5	
68	2	89		3	
69		65		6	
70	2	57	2	2	
71	3	146		5	
72	1	70	2	4	
73	2	55		2	
74	3	49		3	
75	5	119	1	5	
76	1	104	2	3	
77	1	52			
78	2	57		3	
79	4	82		2	
80	3	87			
81		60	1	1	
82	1	51	2		
83	4	75	3	3	
84	3	84			
85	3	64		3	
86	2	45	1		
87	1	63			
88	2	66			
89	2	76			
90	2	37			
91	6	54			
92	1	62			
93	2	55			
94	4	41			
95	3	48			
96	6	42			
97	2	59			
98	1	62			
99	3	53			
100	2	44			
101	4	38			
102	1	38			
103		50			
104	1	43			
105	3	27			
106	5	29			
107		35			
108	4	44			
109	3	60			
110	2	65			
111	5	50			
112	3	45			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
113	人	人	人	人	人
114	3	55			
115	1	37			
116	5	34			
117	3	44			
118	1	41			
119		27			
120		31			
121	3	40			
122	1	41			
123	1	42			
124	1	22			
125	5	46			
126	2	32			
127	1	40			
128	2	37			
129	2	42			
130	1	39			
131	1	36			
132		31			
133	1	35			
134	1	51			
135		52			
136		50			
137	1	64			
138		52			
139	2	72			
140		72			
141		73			
142		149			
143		161			
144	1	89			
145	1	93			
146		46			
147		37			
148	1	45			
149		31			
150					
151	1				
152					
153	2				
人員計	人 203	人 9,368	人 82	人 243	人 116
平均 給料月額	円 305,835	円 359,541	円 405,924	円 452,339	円 487,856
人員総計	人 10,012	平均 給料月額	円 362,571		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					
3					2
4					3
5					8
6					11
7					24
8					36
9					68
10		1			42
11		1			28
12					27
13					56
14					32
15		2			32
16					40
17		506	1		38
18					45
19		16			45
20		5			31
21		618			45
22			1		36
23		19	1		30
24		15			19
25		646	4		30
26		9	3		30
27		29	15		28
28		24	4		18
29		247	5		28
30		11	3		17
31		443	23		11
32		30	5		10
33		222	3	1	14
34		22	13	1	11
35		486	29	2	6
36		35	8	2	6
37		179	10	4	19
38		32	7	4	
39		568	16	3	
40		30	21	5	
41		125	5	5	
42		40	14	5	
43		586	11	8	
44		36	26	11	
45		119	12	13	
46		61	11	15	
47		602	17	5	
48		37	15	16	
49		135	16	14	
50		83	14	10	
51		666	11	12	
52		49	20	14	
53		108	14	13	
54		89	8	23	
55		607	11	20	
56		30	11	20	
57	人	58	人	人	人
58		46			8
59		146			18
60		40			12
61		119			6
62		127			7
63		543			10
64		71			6
65		114			7
66		138			13
67		548			6
68		83			5
69		144			4
70		146			7
71		570			10
72		70			8
73		119			12
74		141			6
75		435			9
76		164			5
77		155			5
78		131			9
79		340			7
80		225			5
81		134			8
82		130			3
83		296			5
84		258			5
85		109			3
86		142			3
87		221			1
88		195			2
89		133			3
90		117			
91		166			3
92		201			1
93		167			2
94		111			
95		137			
96		146			
97		177			
98		87			
99		112			
100		121			
101		150			
102		122			
103		92			
104		93			
105		114			
106		94			
107		91			
108		105			
109		95			
110		80			
111		105			
112		112			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113	人	人	人	人	人
114		92			
115		72			
116		93			
		89			
117		64			
118		65			
119		82			
120		81			
121		93			
122		109			
123		77			
124		91			
125		104			
126		94			
127		79			
128		63			
129		75			
130		59			
131		52			
132		58			
133		55			
134		58			
135		65			
136		64			
137		50			
138		67			
139		46			
140		43			
141		57			
142		60			
143		47			
144		60			
145		60			
146		85			
147		73			
148		84			
149		103			
150		102			
151		131			
152		132			
153		125			
154		134			
155		140			
156		80			
157		71			
158		67			
159		28			
160		18			
161		37			
人員計	人 0	人 20,389	人 626	人 1,068	人 926
平均 給料月額	円 0	円 344,514	円 395,584	円 427,741	円 459,086
人員総計	人 23,009	平均 給料月額 円 354,378			

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16				1	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					1
32					1
33					2
34					
35					
36				2	1
37					2
38					1
39					
40				2	
41					
42					2
43				1	
44					
45				1	
46					
47				2	
48					1
49				1	1
50					
51				2	
52					
53				2	
54					1
55					
56					
57					1
58					
59					
60					1
人員計	人 0	人 0	人 0	人 14	人 30
平均 給料月額	円 0	円 0	円 0	円 330,705	円 386,951
人員総計	人 44	平均 給料月額 円 369,055			

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5				1		
6						
7				1		
8						
9	6			1		
10						
11		13	1	5		
12		4		2		
13	4	13	4	3		
14		1		4		
15		9	20	6		
16			3	8		
17	4	14	6	4		
18		2	2	1		
19		3	20	3		
20		3	2	12		
21	5	21	5	8		
22		6	2	2		
23	2	7	16	2		
24			2	9		
25	13	16	8	7		
26		3	6	11		
27		6	6	6		
28		5	5	7		
29	13	21	3	8		
30		1	2	5		
31	6	8	14	9		
32		1	3	4		
33	14	2	2	10		
34		4	1	2		
35	10	3	3	5	1	
36	1		11	7	1	
37	9	2	4	2	1	
38			2	4	2	
39	10	1	7	6		1
40		3	12	4		12
41	4		3	3	3	10
42			2	16	6	18
43			3	6	2	15
44			9	3	1	
45	1		2	4		
46	1		2	2	2	
47			4	2	1	
48			3	3	3	
49				5		
50			2	5	4	
51	1			2		
52				3	4	
53	1					
54				4	3	
55		1	1	6	1	
56			1	1	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57	人	人	人	人	人	人
58	1			1		
59				5		
60				1	2	
61			2	1	4	
62			1	3	1	
63				1		
64						3
65			1	1	3	
66				2	5	
67			1	3		
68				2	3	
69			1		1	
70				1	3	
71					4	
72				2	3	
73	1			2	1	
74					6	
75					1	
76				1		
77				2	1	
78				3	15	
79				1	2	
80				2	5	
81					3	
82					7	
83					1	
84				1	1	
85				20	19	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 107	人 173	人 210	人 289	人 132	人 56
平均 給料月額	円 228,717	円 261,040	円 302,121	円 355,778	円 397,340	円 413,061
人員総計	人 967	平均 給料月額	円 322,108			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計	
受 給 者		20,112	人
扶養親族の種類	配 偶 者	7,868	人
	子	32,585	
	うち特定期間にある子	7,051	
	父 母 等	631	
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0	人
手当受給者1人当たり平均手当月額		21,762	円

(注) 現行の支給月額、配偶者は3,000円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は支給しない。)、子は1人につき11,500円、父母等は1人につき6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)である。ただし、行政職給料表9級以上及びこれに相当する職務の級は、子を除き、支給しない。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計	
受 給 者		13,292	人
	手当月額28,000円未満の受給者	3,598	
	手当月額28,000円の受給者	9,694	
手当受給者1人当たり平均手当月額		27,002	円

(注) 現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局等	部長	副部長	課長	副課長					
県立学校等		校長		教頭		事務部長	事務長		
警察本部		参事官 警察署長	課長 副署長	主席調査官	次席				
受給者	人 31	人 1,174	人 392	人 1,802	人 8	人 75	人 92	人 3,574	円 69,382

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	km 100 未満	km 100 ～ 300	km 300 ～ 500	km 500 ～ 700	km 700 ～ 900	km 900 ～ 1,100	km 1,100 ～ 1,300	km 1,300 ～ 1,500	km 1,500 ～ 2,000	km 2,000 ～ 2,500	km 2,500 以上		
受給者	人 46	人 －	人 1	人 －	人 －	人 －	人 －	人 －	人 1	人 －	人 －	人 48	円 31,542

(注) 「100～300」は、「100km以上300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

第9表 暫定再任用職員の給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	319人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	45		2	146	62	106	3				
研究職給料表	11			11							
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	23			2	13	1	7				
医療職給料表(3)	5			2	1	2					
教育職給料表(1)	892		805		49	38					
教育職給料表(2)	891		829		1	61					
学校栄養職給料表	2				2						
事務職給料表	47			47							
給料表計	2,235										
6 1 歳	658										
6 2 歳	607										
6 3 歳	560										
6 4 歳	410										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(以下第10表までにおいて同じ。)
2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(以下第10表までにおいて同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	人 79	人	人 13	人 66	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	4				1	1	2				
研究職給料表	2		2								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	4			2	2						
医療職給料表(3)	2			2							
教育職給料表(1)	277		277								
教育職給料表(2)	190		190								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	558										
61歳	103										
62歳	146										
63歳	143										
64歳	166										

第10表 定年前再任用短時間勤務職員の給料表別・級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	人 4	人	人	人 4	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	0										
研究職給料表	0										
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	0										
医療職給料表(3)	0										
教育職給料表(1)	6		6								
教育職給料表(2)	8		8								
学校栄養職給料表	0										
事務職給料表	0										
給料表計	18										
60歳	18										

第2 民間の給与等

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和7年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,255事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から481事業所を無作為に抽出し、調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は14,473人であり、うち行政職相当職種が12,988人（初任給関係408人、初任給関係以外12,580人）、その他の職種が1,485人である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は117,713人であり、このうち、行政職相当職種は77,803人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	381	190	141	50
農 業 , 林 業 、 漁 業	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	24	10	7	7
製 造 業	179	76	72	31
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 , 郵 便 業	66	42	19	5
卸 売 業 , 小 売 業	30	18	10	2
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	12	10	2	—
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	70	34	31	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 13 所、調査不能の事業所が 87 所あった。
- 2 調査対象事業所481所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所13所を除いた468所に占める調査完了事業所381所の割合（調査完了率）は、81.4%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（次表において同じ。）。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
新卒事務員	大学卒	243,669 円	246,326 円	237,295 円	207,000 円
	短大卒	203,289	202,978	204,317	190,696
	高校卒	201,344	206,178	197,363	185,781
新卒技術者	大学卒	243,531	249,554	235,388	213,187
	短大卒	223,654	223,458	223,865	180,000
	高校卒	207,408	210,400	198,616	210,000
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	243,609	247,578	236,286	212,171
	短大卒	215,648	213,445	219,198	182,507
	高校卒	204,644	208,980	197,809	202,863

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種 企業規模100人以上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)又は 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	{ 企業規模500人以上 行政職 9、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7、8 級
		50	55.8	757,516	5,658	751,858		
	部 長	742	53.0	677,308	2,875	674,433	{ 2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次 長	226	52.9	612,647	7,530	605,117	{ 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(職能資格等が部長と課長 の間に位置付けられる者)	同 上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課 長	1,340	49.3	584,685	16,035	568,650	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	企業規模500人以上 行政職 7、8 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5、6 級
	課 長 代 理	402	47.9	526,035	42,581	483,454	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長 の間に位置付けられる者)	企業規模500人以上 行政職 5、6 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 4 級
	係 長	1,702	45.9	495,090	70,366	424,724	係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3、4 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 3 級

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	主 任	人 1,682	歳 41.3	円 415,111	円 53,664	円 361,447	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の間に位置付けられる者)	{ 企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3、4 級) 企業規模100人以上500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	係 員	5,728	37.7	372,167	49,368	322,799		行政職 1 級

その2 職員給与と民間給与との比較職種 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)又は 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		1	-	-	-	-	
	部長	25	50.9	543,959	21,370	522,589	{ 2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
		12	49.9	509,740	0	509,740	
次長							

(注) 調査実人員が2人以下の職種の平均年齢、令和7年4月分平均支給月額については、数値の記載を省略した。

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月 分 平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	課 長	40	49. 7	451, 278	23, 111	428, 167	{ 2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	課 長 代 理	10	46. 7	401, 761	60, 951	340, 810	
	係 長	109	46. 1	383, 447	45, 028	338, 419	係の長及び係長級専門職

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	主 任	人 93	歳 42. 5	円 345, 996	円 35, 126	円 310, 870	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員 の間に位置付けられる者)
	係 員	397	39. 1	290, 099	23, 711	266, 388	

その3 その他の職種 企業規模50人以上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
研 究 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	研 究 所 長	3	56.2	876,248	0	876,248	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	52	51.9	813,658	1,814	811,844	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	17	45.7	544,737	67,047	477,690	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	83	43.3	518,030	45,180	472,850	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	160	33.9	430,346	52,042	378,304	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種	人 歳 円 円 円						
	病 院 長	1	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	2	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	2	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	30	52.1	1,638,355	281,933	1,356,422	
	薬 局 長	4	43.1	511,044	32,957	478,087	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	28	41.9	378,618	19,881	358,737	

(注) 調査実人員が 2 人以下の職種の平均年齢、令和 7 年 4 月分平均支給月額については、数値の記載を省略した。

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	診療放射線技師	57	38.4	356,894	41,112	315,782	
	臨床検査技師	52	38.6	326,619	23,575	303,044	
	栄養士	46	32.2	317,199	33,404	283,795	
	理学療法士	147	33.3	322,324	24,827	297,497	
	作業療法士	81	30.2	312,822	19,708	293,114	
	総看護師長	6	53.8	585,816	35,436	550,380	部下に看護師長 5 人以上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師 長	74	48.0	456,875	71,106	385,769	
	看 護 師	277	38.6	376,796	74,337	302,459	
	准 看 護 師	95	45.5	332,739	58,468	274,271	

第14表 初任給の改定状況

(単位：％)

学 歴		項 目 企業規模	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
				増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規模計 (100人以上)	26.5	(69.4)	(30.6)	－	73.5	
	【参考】 50人以上 100人未満	11.1	(39.3)	(60.7)	－	88.9	
高 校 卒	規模計 (100人以上)	13.2	(89.6)	(10.4)	－	86.8	
	【参考】 50人以上 100人未満	9.1	(73.4)	(26.6)	－	90.9	

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 給与改定の状況

(単位：％)

項 目		ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
役職段階	企業規模				
係 員	規模計 (100人以上)	70.4	0.7	－	28.9
	【参考】 50人以上 100人未満	54.0	8.2	－	37.8
課 長 級	規模計 (100人以上)	63.2	1.8	－	35.0
	【参考】 50人以上 100人未満	51.6	8.2	－	40.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第16表 定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階		項 目 企業規模	定期昇給					定期昇給 制度なし
			制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	
					増 額	減 額		
係 員	規模計 (100人以上)	92. 5	92. 5	31. 1	7. 5	53. 9	－	7. 5
	【参考】 50人以上 100人未満	93. 7	93. 7	53. 0	6. 4	34. 3	－	6. 3
課 長 級	規模計 (100人以上)	82. 7	82. 7	27. 2	6. 6	48. 9	－	17. 3
	【参考】 50人以上 100人未満	93. 7	93. 7	49. 7	6. 3	37. 7	－	6. 3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100した場合の割合である。

第17表 特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	389,947 円
	上半期 (A ₂)	398,036 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	889,327 円
	上半期 (B ₂)	937,611 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	2.28 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	2.36 月分
年 間 の 平 均		4.64 月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.60月である。

第18表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
60.0	40.0	51.3	48.7	49.7	50.3

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表 通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給する	支 給 形 態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
99.3	(17.1)	(67.7)	(1.4)	(13.8)	0.7

- (注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(その2において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給する	支 給 形 態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
37.9	(16.7)	(50.3)	-	(33.0)	62.1

- (注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第20表 自動車等使用者に対する通勤手当の状況

	距離段階別定額制における支給月額					
距離（片道）	5 k m	10 k m	20 k m	30 k m	40 k m	50 k m
支 給 月 額	3,843円	6,977円	13,559円	19,824円	26,072円	32,290円
距離（片道）	60 k m	70 k m	80 k m	90 k m	100 k m	
支 給 月 額	38,783円	48,230円	54,667円	61,506円	68,542円	

（注） 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

第3 人事院勧告

第21表 人事院による報告及び報告の概要

令和7年 人事院勧告・報告の概要



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、**新たな人事制度の構築**に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、**官民給与の比較対象を見直し**
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い**本府省業務調整手当を拡充**
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、**在級期間に係る制度を廃止**

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の**超過勤務最小化**に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような**兼業制度(自営兼業)の見直し**

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための**無給休暇の導入**

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「**能力一覧**」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップ**を活用した**早期選考**の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟な**アルムナイ採用**のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保**に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- ✓ 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

- ✓ 俸給
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- ✓ 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- ✓ 特勤勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

✓ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（令和7年4月）

「家計調査」（総務省）等に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和7年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和7年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考1) 1人世帯の算定方法

$$1 \text{ 人世帯の標準生計費（さいたま市）} = 1 \text{ 人世帯の標準生計費（全国）} \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、令和元年の「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（同省）を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和7年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

(参考2) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和6年1月～令和6年12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和7年4月)

さいたま市

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	43,750	59,100	75,590	92,070	108,560
住 居 関 係 費	35,750	46,410	38,730	31,060	23,380
被 服 ・ 履 物 費	7,870	5,670	9,020	12,380	15,740
雑 費 I	31,770	46,570	64,850	83,110	101,400
雑 費 II	15,640	25,460	33,310	41,170	49,020
計	134,780	183,210	221,500	259,790	298,100

第5 労働経済指標

第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	① き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				② 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)							③ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		④ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所 定 外 労働時間数 (調査産業計)		⑥ 消 費 支 出 (名 目)								⑦ 消費者物価指数 (総 合)		⑧ 国内企業 物価指数
																		二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯						
	埼玉県		全国		埼玉県			全国				埼玉県	全国	埼玉県	全国	埼玉県	全国	さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国	
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額							前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円	時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%	
令和5年度	270.8	4.1	309.5	1.6	249.4	4.2	—	284.7	1.8	—	21.3	24.7	136.8	143.4	10.6	12.0	357.1	10.4	294.1	0.2	382.7	11.7	319.2	△ 1.1	2.7	3.0	2.5	
令和6年度	281.1	3.8	316.8	2.4	259.5	4.0	—	292.0	2.6	—	21.6	24.8	136.9	142.2	10.4	11.6	352.5	△ 1.3	304.2	3.4	378.0	△ 1.2	329.6	3.3	2.7	3.0	3.4	
令和6年1月	273.2	5.1	306.3	1.2	252.8	5.5	33.2	282.7	1.5	25.0	20.4	23.6	129.3	134.9	9.5	11.2	341.0	20.1	289.5	△ 4.0	370.8	28.8	313.2	△ 5.4	1.9	2.2	0.3	
2月	273.8	3.5	308.1	1.9	253.2	3.9	33.6	284.2	2.2	24.9	20.7	23.9	135.1	139.7	10.0	11.7	385.4	15.5	279.9	2.8	449.2	18.8	307.8	3.0	2.5	2.8	0.8	
3月	274.6	3.8	312.1	2.1	253.5	4.2	34.7	287.2	2.3	24.7	21.1	24.9	135.2	141.9	10.2	12.2	407.7	13.2	318.7	1.9	450.0	15.1	353.8	4.1	2.4	2.7	1.0	
4月	280.6	3.8	316.5	2.3	258.7	4.0	33.8	291.3	2.5	24.4	21.9	25.2	140.5	147.5	10.5	12.2	402.4	18.1	313.3	3.4	432.0	21.7	345.0	3.2	2.3	2.5	1.2	
5月	278.9	3.8	315.0	2.8	258.6	4.2	33.6	290.8	2.9	24.7	20.3	24.2	136.8	143.6	9.5	11.5	343.8	△ 6.4	290.3	1.4	370.1	2.4	318.6	2.2	2.7	2.8	2.6	
6月	278.9	3.3	317.1	2.8	258.6	3.9	34.4	292.8	3.0	24.6	20.2	24.3	140.4	145.6	9.6	11.6	320.5	4.8	280.9	1.9	330.2	3.1	300.2	0.6	2.6	2.8	2.8	
7月	278.3	3.3	317.5	2.8	256.8	3.3	35.1	292.9	3.0	24.8	21.5	24.6	140.8	148.0	10.1	11.8	339.4	2.0	290.9	3.3	362.5	△ 5.8	312.6	2.0	2.5	2.8	3.3	
8月	278.0	4.5	315.9	3.2	257.3	4.6	34.5	291.4	3.2	24.8	20.7	24.5	131.1	138.3	9.3	10.8	309.4	△ 10.2	297.5	1.5	335.9	△ 13.2	318.8	2.3	2.8	3.0	2.7	
9月	281.1	3.9	316.5	2.8	260.3	4.4	34.2	292.5	3.1	24.7	20.8	24.0	133.7	139.5	10.1	11.5	353.3	△ 2.2	288.0	1.8	358.8	△ 13.8	308.4	△ 1.1	2.2	2.5	3.2	
10月	282.9	3.2	319.1	2.9	261.5	3.6	35.0	293.6	2.9	25.1	21.4	25.5	139.2	146.7	10.2	12.2	349.9	3.1	305.8	1.3	359.4	△ 2.7	327.6	△ 0.9	1.9	2.3	3.8	
11月	280.4	3.3	319.9	3.1	259.0	3.9	35.2	293.9	3.1	25.0	21.5	26.0	139.9	146.4	10.2	12.1	334.4	△ 16.2	295.5	3.0	356.6	△ 1.4	316.5	4.9	2.5	2.9	3.9	
12月	283.4	3.2	319.9	3.1	261.3	3.7	34.3	294.3	3.1	25.1	22.1	25.6	137.8	142.2	10.4	11.7	406.9	12.9	352.6	7.0	462.0	26.1	379.2	8.7	3.2	3.6	4.1	
令和7年1月	282.5	3.4	314.1	2.6	259.8	2.7	34.3	289.9	2.6	25.5	22.7	24.2	131.7	135.0	11.2	11.1	361.5	6.0	305.5	5.5	408.8	10.2	331.3	5.8	3.6	4.0	4.2	
2月	285.5	4.3	313.5	1.8	262.4	3.7	34.0	289.0	1.6	25.7	23.0	24.4	135.9	135.6	11.8	11.4	356.8	△ 7.4	290.5	3.8	367.7	△ 18.1	314.0	2.0	3.2	3.7	4.3	
3月	282.7	3.0	316.7	1.4	259.5	2.3	34.9	291.9	1.6	25.5	23.3	24.8	134.6	138.1	11.8	11.8	350.9	△ 13.9	339.2	6.4	392.0	△ 12.9	383.0	8.2	3.2	3.6	4.3	
4月	288.2	2.7	324.0	2.3	264.0	2.0	34.8	298.4	2.4	25.1	24.2	25.6	140.3	145.4	11.3	12.0	409.2	1.7	325.7	4.0	436.9	1.1	363.2	5.3	3.0	3.6	3.9	

資料出所：①～⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」⑥総務省「家計調査」⑦県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」⑧日本銀行「企業物価指数」

- (注) 1 ①、②、⑦、⑧は令和2年平均＝100とした指数を基礎としている。
2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。

<参考>

1 公民給与較差に基づく給与改定等による所要額

約152億円

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員等を除く。

2 職員（行政職）の平均年間給与額

現 行	改定後	差 額
6, 4 0 1 千円	6, 6 5 1 千円	2 5 0 千円

※ 平均年齢 40.8歳